証券コード　7571
平成28年６月14日

株　主　各　位

東京都渋谷区代々木一丁目30番７号
株式会社ヤマノホールディングス
代表取締役社長　山　野　義　友

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月28日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月29日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都新宿区西新宿８丁目17番１号
住友不動産新宿グランドタワー５階
（コンファレンスセンター）
（末尾の株主総会会場案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報 告 事 項　１．第30期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第30期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　取締役８名選任の件

第２号議案　監査役３名選任の件

第３号議案　取締役に対する新たな報酬制度導入の件

第４号議案　会計監査人選任の件

４．インターネット開示に関する事項

株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.yamano-hd.com/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。また、「連結注記表」及び「個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.yamano-hd.com/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における国内経済は、企業収益や雇用情勢等に改善が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、中国経済の減速や年初からの円高傾向など、先行きにつきましては依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループは、グループの共通戦略として掲げている「ソフトと価値の提供」に基づき、各事業における収益力の向上に引き続き取り組むとともに、グループ全体の成長戦略としてＭ＆Ａを本格的に推進いたしました。卸売事業において、和装小物卸売事業の新規子会社（株式会社吉利）を１社増加、また和装宝飾事業においても和装品小売事業１社（株式会社すずのき）を子会社化いたしました。

当連結会計年度の連結業績につきましては、暖冬によるウィンター関連商品の売上低迷やアパレル事業の事業譲渡による影響があったものの、卸売事業及び和装宝飾事業において子会社が増加したことにより、売上高は237億91百万円（前期比2.7％増）、営業利益は２億64百万円（前期比127.3％増）、経常利益は２億47百万円（前期比197.5％増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度の子会社同士の合併に伴う非支配株主持分の調整がなくなったことやのれん減損損失等もあり、61百万円（前期比65.5％減）となりました。

報告セグメントにおける業績は、以下のとおりであります。

①　「美容事業」

美容事業では、当期において「アンチエイジングサロン」への店舗リニューアルを３店舗実施するほか、ブランド統一による採用・販促効果の向上を図るため、店舗名を「My jStyle by Yamano」70店舗及び「PLAZA HAIR by Yamano」20店舗に統合し、「Yamano」ブランドの屋号導入を実施いたしました。なお、平成28年３月31日現在の店舗数は、直営102店舗、ＦＣは５店舗となっております。

美容事業においては、競合店の増加による飽和状態が続く厳しい事業環境の下で、他社との差別化サービスメニューとして着付けサービス強化を推進しており、浴衣着付けサービス売上は前期比139.3％、成人式着付けサービス売上は前年比123.6％、卒業式着付けサービス売上は前年比108.3％となり、着付けサービス強化による売上高は順調に伸長しております。しかしながら、市場全体規模が縮小

傾向にある中で集客数は減少し、売上高は23億58百万円（前期比5.4％減）となり、セグメント利益48百万円（前期比54.7％減）となりました。

②「スポーツ事業」

スポーツ事業では、専門店ならではの提案力強化の施策としてメンテナンスサービスの商品化、体験イベントサービスの開催等を推進しております。当期では１店舗閉鎖、季節店出店１店舗があり、平成28年３月31日現在の店舗数は17店舗となっております。

スポーツ事業では、Ｈ＆Ｂ（ヘルス・アンド・ビューティ）関連で前期比105.1％、アウトドア関連で前期比104.1％と好調な販売推移となり、また、昨年10月に中国地方へ出店した季節店での販売は計画比130.7％の売上実績となりました。しかしながら、記録的な暖冬による雪不足により、スポーツ事業の主力であるウィンター関連商品の販売が前期比80.7％と苦戦いたしました。

この結果、売上高は37億24百万円（前期比11.1％減）、セグメント損失は１億68百万円（前期はセグメント損失６百万円）となりました。

③「ＤＳＭ事業」

ＤＳＭ事業では、お買い物以外の顧客ニーズに応える催事を継続的に開催する一方で、各ショップにて洋装品を中心にしたミニ展示会を開催し、商品提案の場を広げる施策を行っております。当期では事業所６拠点の閉鎖があり、平成28年３月31日現在の店舗数は74店舗となっております。

ＤＳＭ事業では事業所数・販売員の減少に伴う売上高減少への対策として、販売員紹介キャンペーンを実施するとともに、事業所統合による固定費の削減や販促費用の見直し等に努めています。この結果、売上高は25億95百万円（前期比8.5％減）となり、セグメント利益は71百万円（前期比0.1％増）となりました。

④「和装宝飾事業」

和装宝飾事業では、平成27年６月１日付でアパレル事業を事業譲渡し、また平成27年11月20日付で和装・毛皮小売事業を営む株式会社すずのきが連結子会社となったこと等により、平成28年３月31日現在の店舗数は、和装他小売店舗が98店舗、宝飾小売店舗が20店舗となっております。

和装宝飾事業では、アパレル事業の事業譲渡による影響があったものの、株式会社すずのきが新たに連結子会社として加わったことにより、売上高は77億円（前期比13.9％増）となりました。また、既存和装小売店舗においても、従来からの戦略である①前楽結び着方教室、②着る機会の提供、③お手入れサービスの３施策の推進及び人財育成への取り組み強化に努めるほか、移転リニューアルを３店舗で実施したこと等により、セグメント利益は２億97百万円（前期比88.0％増）

の大幅な増益となりました。

⑤ 「卸売事業」

卸売事業では、「卸から顧客創造」戦略を加速すべく、平成27年８月３日付で和装小物卸売事業の株式会社吉利を連結子会社として新たに加えたことにより、売上高は66億48百万円（前期比6.1%増）となりました。

収益面では、新規子会社による収益増加のほか、催事効率の改善と販売費の抑制等のコスト削減に努め、セグメント利益は51百万円（前期はセグメント損失２億４百万円）となりました。

⑥ 「その他の事業」

その他の事業の事業内容は、主に堀田（上海）貿易有限公司の意匠撚糸の販売、株式会社西田武生デザイン事務所のブランド事業、株式会社ヤマノセイビングの前払式特定取引業による手数料収益であります。

その他の事業の売上高は、意匠撚糸販売が好調に推移し、７億64百万円（前期比23.9%増）となり、セグメント利益０百万円（前期比40.1%減）となりました。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度において、実施した企業集団の設備投資の総額は、１億14百万円で、その主なものは営業拠点の改修等１億２百万円、システム投資等11百万円であります。

⑶ 資金調達の状況

当連結会計年度において、長期借入金の借入により１億14百万円を調達いたしました。また、短期借入金が２億94百万円増加し、長期借入金の返済を５億99百万円実施しております。

⑷ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

平成27年６月１日にアパレル事業を有限会社神田秋田屋へ事業譲渡いたしました。

⑸ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社の連結子会社の堀田丸正株式会社は、平成27年８月３日付で株式会社吉利事業譲受準備会社(商号を株式会社吉利に変更)を設立し、平成27年８月20日付で株式会社吉利より事業を譲受いたしました。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成27年11月20日付で株式会社すずのきの株式を取得し連結子会社といたしました。

(8) 企業集団が対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、市場の成熟化と縮小、顧客ニーズの多様化・変化、業種・業態を超えた競争激化など、厳しい状況が続いておりますが、「第二創業　～２nd Stage～」の２年目を迎えた当社グループでは、グループ全体の成長戦略であるM＆Ａを推進するための経営企画体制を構築し、当期において２社を新たに子会社化いたしました。このM＆Ａによる業績寄与により、売上高及び営業利益、経常利益は増収増益を達成いたしました。

今後、企業理念である「美道五原則　髪・顔・装い・精神美・健康美」に基づく事業の持続的な成長を目指すため、以下の取り組みを積極的に推進し、企業価値の向上と成長サイクルの構築を目指してまいります。

① M＆A戦略の本格推進による事業規模拡大
　美道五原則に基づくターゲット領域の選定
　グループ横断的な経営企画体制強化による早期クロージング化
　再生ノウハウの活用
　ヤマノブランドの活用

② 選択と集中による重点投資
　事業・店舗のビジネスモデルの確立・強化
　提供サービスの質の維持向上

③ 既存事業の強化
　「ソフトと価値の提供」による既存事業の伸長
　経営資源投入によるキャッシュ・フロー創出と事業収益拡大

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第 27 期 (平成24年度)	第 28 期 (平成25年度)	第 29 期 (平成26年度)	第 30 期 (平成27年度) (当連結会計年度)
売　上　高	23,695	24,783	23,168	23,791
経　常　利　益	483	551	83	247
親会社株主に帰属する当期純利益	417	320	178	61
１株当たり当期純利益	11.65円	9.03円	5.17円	1.79円
総　資　産	11,664	11,073	11,288	12,707
純　資　産	2,763	2,770	2,610	2,402

（注）1. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 第28期は、Ａ種優先株式及びＢ種優先株式を取得し消却しております。
3.「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号　平成25年９月13日)等を適用し、第30期より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
4. 第30期より会計方針を一部変更しております。詳細は、「連結注記表　(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)」をご覧ください。

② 当社の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第 27 期 (平成24年度)	第 28 期 (平成25年度)	第 29 期 (平成26年度)	第 30 期 (平成27年度) (当　期)
売　上　高	8,927	10,396	13,090	12,848
経　常　利　益	155	224	260	161
当期純利益又は 当期純損失(△)	730	383	△252	5
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失(△)	20.74円	10.86円	△7.32円	0.15円
総　資　産	6,595	6,378	6,705	6,604
純　資　産	1,027	1,044	744	626

（注）1. １株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 第27期は、平成24年４月１日付で当社の和装事業を連結子会社であるＨＭリテーリングス株式会社に譲渡いたしました。
3. 第27期は、平成24年10月１日付で当社の連結子会社であった株式会社ヤマノジュエリーシステムズを吸収合併しております。
4. 第28期は、平成25年４月１日付で取得した株式会社ら・たんす山野を平成25年10月１日付で吸収合併しております。
5. 第28期は、Ａ種優先株式及びＢ種優先株式を取得し消却しております。
6. 第29期は、平成26年４月１日付で連結子会社の堀田丸正株式会社から取得したＨＭリテーリングス株式会社を平成26年７月１日付で吸収合併しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社マイスタイル	100,000千円	72.9%	美容室の運営
株式会社すずのき	42,050千円	100.0%	和装品、毛皮品等の販売
堀田丸正株式会社	1,975,070千円	56.6%	各種繊維製品と宝石、貴金属等卸売
堀田(上海)貿易有限公司	1,665,380元	100.0% (100.0%)	意匠撚糸の製造・販売
株式会社吉利	10,000千円	100.0% (100.0%)	和装小物品等の卸売販売
株式会社ヤマノセイビング	100,000千円	100.0%	割賦販売法に基づく前払式特定取引による商品売買の取次

(注) 1. 議決権比率のカッコ書きは間接所有持分であります。
2. 上記の重要な子会社を含む連結子会社は８社であります。
3. 連結子会社の堀田丸正株式会社は、平成27年８月３日付で新たに設立した株式会社吉利(商号を株式会社吉利事業譲受準備会社から変更)を子会社といたしました。
4. 平成27年11月20日付で株式会社すずのきの株式を取得し子会社といたしました。
5. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11) **主要な事業内容**（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の主要なセグメントの内容

当社グループの主要な事業は、美容室の運営及びスポーツ関連商品、和装品、宝飾品、毛皮、洋装品、寝装品、健康関連商品の販売であります。

事業部門	事業内容
美容事業	美容室の運営
スポーツ事業	スポーツ関連商品の販売
ＤＳＭ事業	家電、洋装品、宝飾品、健康関連商品等の催事販売及び訪問販売
和装宝飾事業	和装品、洋装品、宝飾品、毛皮等の販売
卸売事業	和装品、洋装品、宝飾品、寝装品等の卸売、意匠撚糸の製造販売
その他事業	中国における意匠撚糸の販売、前払式特定取引業等

② 当社の主要な事業の内容

当社は、企業理念である美道五原則「髪・顔・装い・精神美・健康美」に基づき、スポーツ関連商品、和装品、宝飾品、洋装品、寝装品、健康関連商品の販売等を行っております。

事業部門	事業内容
スポーツ事業	スポーツ関連商品の販売
ＤＳＭ事業	家電、洋装品、宝飾品、健康関連商品等の催事販売及び訪問販売
和装宝飾事業	和装品、洋装品、宝飾品の販売

(12) 主要な事業所（平成28年３月31日現在）

① 当社　　本社　　東京都渋谷区代々木一丁目30番７号

営業店舗

部　　門	店舗数及び事業所数	地　　域　　別
スポーツ事業	17店舗	関東6　中部北陸1　近畿1　中国四国7 九州沖縄2
ＤＳＭ事業	74事業所	北海道11　東北12　関東13　中部北陸15 近畿10　中国四国5　九州沖縄8
和装宝飾事業	85店舗	北海道4　東北5　関東34　中部北陸11 近畿11　中国四国6　九州沖縄14

② 主要な子会社の名称及びその所在地

会　社　名	所　在　地
株式会社マイスタイル	東京都渋谷区
株式会社すずのき	東京都品川区
堀田丸正株式会社	東京都中央区
株式会社ヤマノセイビング	東京都渋谷区

(13) 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
1,006（902名）	101名増

(注)1. 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 従業員数が前連結会計年度末に比べ、101名増加いたしましたのは、株式会社吉利、株式会社すずのきを連結子会社としたことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従　業　員　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
442名(436名)	9名減	47.5歳	12.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先及び借入額（平成28年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	997,400千円
株式会社三井住友銀行	697,400千円
株式会社りそな銀行	389,400千円
株式会社横浜銀行	233,600千円
株式会社福岡銀行	215,000千円
株式会社東日本銀行	117,334千円

(注)株式会社三井住友銀行を幹事とする金融機関３行によるシンジケートローンの借入残高は、株式会社三井住友銀行519,200千円、株式会社みずほ銀行389,400千円、株式会社りそな銀行389,400千円であります。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　88,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　34,040,192株（自己株式456,866株を除く。）

(3) 株主数　　5,058名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ヤマノネットワーク	5,775千株	17.0%
山野　彰英	4,774	14.0
株式会社ジャパンヘルス&ビューティー	2,784	8.2
株式会社ヤマノ	1,479	4.3
ＵＢＳ　ＡＧ　ＳＩＮＧＡＰＯＲＥ	1,370	4.0
ＹＨＣ取引先持株会	726	2.1
ＹＨＣ従業員持株会	593	1.7
山野　義友	479	1.4
山野サミット	440	1.3
中村　雅幸	438	1.3

（注）１．当社は、自己株式456,866株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
２．株式会社ジャパンヘルス&ビューティーは、平成28年２月５日をもって株式会社ヤマノビューティウエルネスに商号変更しておりますが、名義書換未了のため株主名簿上の名義で記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	山野彰英	株式会社ヤマノネットワーク代表取締役 堀田丸正株式会社代表取締役 他子会社の代表取締役を兼務
代表取締役社長	山野義友	株式会社マイスタイル代表取締役 他子会社の代表取締役を兼務
取締役	金木俊明	専務執行役員管理本部長 他子会社の取締役及び監査役を兼務
取締役	勝田清一	常務執行役員ＤＳＭ事業本部長兼 1909プラザ事業部長 他子会社の取締役を兼務
取締役	岡田充弘	常務執行役員管理副本部長兼 財務経理部長 他子会社の取締役を兼務
取締役	木下淳夫	執行役員経営企画本部長 他子会社の取締役を兼務
取締役	中谷博俊	株式会社ヤマノ取締役副会長
取締役	新居靖之	新居靖之税理士事務所代表
常勤監査役	冨田港児	株式会社マイスタイル監査役 他子会社の監査役を兼務
監査役	福原弘	虎ノ門カレッジ法律事務所代表 株式会社北越銀行社外取締役
監査役	灰原芳夫	灰原公認会計士事務所代表 日本郵便株式会社社外監査役

（注）1. 取締役中谷博俊及び新居靖之の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、新居靖之氏を東京証券取引所（ＪＡＳＤＡＱスタンダード市場）の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
2. 監査役福原弘及び灰原芳夫の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、灰原芳夫氏を東京証券取引所（ＪＡＳＤＡＱスタンダード市場）の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
3. 監査役灰原芳夫氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
①平成27年６月26日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって、取締役井上徹氏は任期満了により退任いたしました。
②平成27年６月26日開催の第29回定時株主総会において、木下淳夫氏は取締役に選任され就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づき賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

(3)　取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
取　締　役 （うち社外取締役）	8名 (2名)	87,260千円 (4,810千円)
監　査　役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	11,484千円 (6,009千円)
合　計	11名	98,744千円

（注）1.　当事業年度末現在の在籍人員は、取締役8名、監査役3名であります。支給人員は11名であります。また、平成27年６月26日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名は子会社から報酬が支給されている兼務役員であります。
2.　株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額180百万円であります。（平成２年11月15日開催　第４回定時株主総会決議）
3.　株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額36百万円であります。（平成２年11月15日開催　第４回定時株主総会決議）
4.　上記のほか社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は2,400千円であります。

(4)社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者（または社外役員）の兼任状況及び当該兼任先と当社との関係

区　　分	氏　　名	兼職先会社名	兼職の内容
社外取締役	中　谷　博　俊	株式会社ヤマノ	取締役副会長
	新　居　靖　之	新居靖之税理士事務所	代　　表
社外監査役	福　原　　弘	虎ノ門カレッジ法律事務所	代　　表
		株式会社北越銀行	社外取締役
	灰　原　芳　夫	灰原公認会計士事務所	代　　表
		日本郵便株式会社	社外監査役

（注）1.　当社は、株式会社ヤマノとの間に、金銭消費貸借契約を締結しております。
2.　当社と新居靖之税理士事務所の間には重要な取引関係はありません。
3.　当社と虎ノ門カレッジ法律事務所及び株式会社北越銀行の間には重要な取引関係はありません。
4.　当社と灰原公認会計士事務所及び日本郵便株式会社の間には重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況
社外取締役	中　谷　博　俊	当事業年度の取締役会20回のうち20回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
	新　居　靖　之	当事業年度の取締役会20回のうち20回に出席し、議案審議等につき、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
社外監査役	福　原　　弘	当事業年度の取締役会20回のうち18回に、また、監査役会15回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。
	灰　原　芳　夫	当事業年度の取締役会20回のうち20回に、また、監査役会15回のうち15回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　双葉監査法人

(2) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

	支　払　額
報酬等の合計額	35,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53,000千円

(注) 1．当社監査役会が双葉監査法人の報酬等について同意した理由は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討して同意したとものであります。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提案いたします。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年５月23日の取締役会において上記体制につき、次のとおり決議いたしました。また、平成20年11月18日及び平成22年３月19日並びに平成27年５月15日の取締役会において、一部改定しております。

当社の経営理念「会社の永遠の発展を追求し、適正な利益を確保することにより、株主、ユーザー、従業員と共に繁栄する企業を目指して豊かな社会づくりに貢献する」と行動方針による当社業務の適正を確保するため、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社は、以下のとおりこの内部統制システムを整備する。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。コンプライアンスの推進については、「ＹＨＣグループコンプライアンス・マニュアル」を制定し、役員及び従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ、指導する。

また、当社は、相談、通報体制を設け、役員及び従業員が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、総務人事部長、監査役または社外弁護士に通報（匿名も可）しなければならないと定める。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令、社内規程に基づき、文書等の保存を行い、取締役及び監査役がこれら文書等を直ちに閲覧できる体制とする。

また、この社内規程と情報の管理については、監査役会の意見を得て、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めることを含めて対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社企業グループ各社は、内部監査担当部門及びグループ内部監査委員会が専門的な立場から、環境面、安全・衛生面、製品安全面、物流面での内部監査を行う。

経理面においては、各部門長による自律的な管理を基本としつつ、経理部門が計数的な管理を行うこととする。

当社は、リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。

なお、当社は、平時においては、各部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては、「有事対応マニュアル」に従い、会社全体として対応することとする。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職務権限・意思決定ルールの策定により取締役の職務執行の効率化を図る。また、取締役会が機動的な判断ができるよう、取締役が出席する経営会議を月２回開催して経営に必要な情報を即時に共有する。

また、当社取締役及び事業本部長並びに子会社の社長をメンバーとするトレース会議を設け、重要テーマについて、充分な議論を行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能の違いを認識し、取締役会のチェック機能を強化するための執行役員制を強化する。

⑤　当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社企業グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括、推進する体制とする。

また、グループ共通の「ＹＨＣグループコンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、相談、通報体制の範囲をグループ全体とする。

なお、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、今後、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置き、同スタッフは、監査役から受けた指示事項については取締役の指揮を受けないものとし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

⑦　監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役または従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは無論、そのほかコンプライアンス、リスク管理などに関わる重要な事実を、直ちに監査役に報告する。

また、取締役は、監査役が行う監査業務につき、取締役または従業員並びに当社の会計監査人が全面的に協力する状況が備わるよう努める。

⑧　財務報告に係る内部統制の推進に関する事項

当社は財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の定めに従って、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。

⑨　反社会的勢力の排除に関する事項

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を持たず、不当要求行為に対しては毅然とした態度で対応するとともに、警察等の行政機関や外部専門機関等との連携・協力体制を構築する。

⑩　業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しているが、具体的には以下の取り組みを行っている。

ⅰ)主な会議の開催状況として、取締役会は20回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がすべてに出席している。その他、トレース会議を46回開催している。

ⅱ)監査役は、監査役会を15回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っている。

ⅲ)内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施している。また、内部監査連絡会を12回開催し、当社代表取締役及び他の取締役、監査役に対し、業務監査及び内部統制監査の報告を行っている。

⑵ 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

① 剰余金の配当

当社は、財政状態などを総合的に勘案しつつ、業績に応じた成果の配分を株主の皆様に行うことを基本方針としております。また、株主の皆様へ、機動的な利益還元を行うことができるよう、取締役会決議により、会社法第459条第１項に定める剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。

内部留保につきましては、継続的な安定成長を目指しつつ、経営基盤の強化のため、有効に活用してまいります。

② 自己株式の取得

将来の株式価値の最大化を目的とした事業再編を含む機動的な資本政策を実行可能とするため、必要に応じて自己株式の取得を実施することとしております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**8,850,981**	**流動負債**	**7,537,215**
現金及び預金	1,917,381	支払手形及び買掛金	2,797,134
受取手形及び売掛金	2,701,598	電子記録債務	495,282
電子記録債権	169,360	短期借入金	584,800
商品及び製品	3,666,911	1年内償還予定の社債	36,400
仕掛品	14,290	1年内返済予定の長期借入金	440,444
原材料及び貯蔵品	56,407	未払金	673,339
繰延税金資産	29,009	前受金	1,829,343
その他	339,206	未払法人税等	78,557
貸倒引当金	△43,185	賞与引当金	78,557
固定資産	**3,856,021**	返品調整引当金	29,905
有形固定資産	**1,398,046**	ポイント引当金	52,008
建物及び構築物	566,264	株主優待引当金	4,321
機械装置及び運搬具	422	資産除去債務	17,430
工具器具備品	46,529	その他	419,689
土地	743,633	**固定負債**	**2,766,989**
リース資産	41,197	社債	110,200
無形固定資産	**353,142**	長期借入金	2,011,190
のれん	237,919	長期未払金	175,687
その他	115,223	繰延税金負債	34,616
投資その他の資産	**2,104,832**	資産除去債務	327,910
投資有価証券	161,051	その他	107,384
長期貸付金	27,682	**負債合計**	**10,304,204**
繰延税金資産	92,544	（純資産の部）	
敷金及び保証金	1,591,276	**株主資本**	**1,046,145**
その他	322,817	**資本金**	**100,000**
貸倒引当金	△90,539	**利益剰余金**	**999,153**
資産合計	**12,707,003**	**自己株式**	**△53,008**
		その他の包括利益累計額	**23,015**
		その他有価証券評価差額金	**12,079**
		為替換算調整勘定	**10,935**
		非支配株主持分	**1,333,638**
		純資産合計	**2,402,798**
		負債及び純資産合計	**12,707,003**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**23,791,510**
売上原価		**13,852,780**
売上総利益		**9,938,729**
販売費及び一般管理費		9,674,665
営業利益		**264,063**
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,175	
受取地代家賃	11,979	
協賛金収入	11,026	
未回収商品券受入益	6,440	
その他	28,052	63,674
営業外費用		
支払利息	47,382	
為替差損	9,848	
手形売却損	1,685	
その他	21,173	80,089
経常利益		**247,648**
特別利益		
投資有価証券売却益	25,147	
事業譲渡益	7,890	
その他	1,526	34,564
特別損失		
固定資産除却損	2,903	
減損損失	92,474	
店舗閉鎖損失	13,482	
その他	919	109,779
税金等調整前当期純利益		**172,433**
法人税、住民税及び事業税	89,239	
法人税等調整額	14,184	103,424
当期純利益		**69,009**
非支配株主に帰属する当期純利益		**7,580**
親会社株主に帰属する当期純利益		**61,428**

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	1,259	1,111,229	△3,019	1,209,470
会計方針の変更による累積的影響額	—	△1,259	△104,590	—	△105,850
会計方針の変更を反映した当期期首残高	100,000	—	1,006,639	△3,019	1,103,620
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△68,962	—	△68,962
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	61,428	—	61,428
自己株式の取得	—	—	—	△49,989	△49,989
連結子会社株式の取得による持分の増減	—	—	48	—	48
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△7,485	△49,989	△57,474
当期末残高	100,000	—	999,153	△53,008	1,046,145

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	18,754	13,751	32,506	1,368,705	2,610,682
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	△105,850
会計方針の変更を反映した当期期首残高	18,754	13,751	32,506	1,368,705	2,504,832
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△68,962
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	61,428
自己株式の取得	—	—	—	—	△49,989
連結子会社株式の取得による持分の増減	—	—	—	—	48
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△6,674	△2,816	△9,491	△35,067	△44,558
当期変動額合計	△6,674	△2,816	△9,491	△35,067	△102,033
当期末残高	12,079	10,935	23,015	1,333,638	2,402,798

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**3,174,613**	**流動負債**	**4,305,601**
現金及び預金	352,738	支払手形	727,745
受取手形	2,213	電子記録債務	211,804
売掛金	975,535	買掛金	669,607
商品及び製品	1,617,864	短期借入金	281,800
原材料及び貯蔵品	518	1年内返済予定の長期借入金	216,600
前渡金	20,880	1年内返済予定の関係会社長期借入金	24,000
前払費用	61,113	リース債務	31,852
繰延税金資産	29,009	未払金	318,164
その他	131,352	未払費用	124,594
貸倒引当金	△16,612	未払法人税等	21,763
固定資産	**3,430,356**	未払消費税等	31,498
有形固定資産	**609,183**	前受金	786,920
建物	267,200	預り金	23,732
構築物	153	賞与引当金	37,057
車両運搬具	0	ポイント引当金	34,871
工具器具備品	23,233	株主優待引当金	4,321
土地	288,443	資産除去債務	418
リース資産	30,151	グループ預り金	757,665
無形固定資産	**99,216**	その他	1,180
のれん	21,319	**固定負債**	**1,672,677**
ソフトウェア	12,880	長期借入金	1,253,500
リース資産	54,441	関係会社長期貸付金	71,000
その他	10,575	債務保証損失引当金	51,845
投資その他の資産	**2,721,956**	リース債務	57,891
投資有価証券	169	資産除去債務	128,672
関係会社株式	1,966,529	その他	109,767
関係会社長期貸付金	4,208	**負債合計**	**5,978,278**
長期前払費用	6,090	（純資産の部）	
繰延税金資産	92,544	**株主資本**	**626,691**
敷金及び保証金	639,650	**資本金**	**100,000**
その他	24,266	**利益剰余金**	**579,700**
貸倒引当金	△11,502	利益準備金	16,770
		その他利益剰余金	562,930
		繰越利益剰余金	562,930
		自己株式	**△53,008**
		純資産合計	**626,691**
資産合計	**6,604,970**	**負債及び純資産合計**	**6,604,970**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		12,848,603
売上原価		6,195,506
売上総利益		6,653,096
販売費及び一般管理費		6,513,296
営業利益		139,800
営業外収益		
受取利息	543	
受取配当金	51,538	
協賛金収入	11,026	
未回収商品券受入益	6,440	
その他	10,110	79,658
営業外費用		
支払利息	51,224	
その他	6,667	57,892
経常利益		161,566
特別利益		
投資有価証券売却益	20,494	
事業譲渡益	7,890	
債務保証損失引当金戻入額	5,696	34,081
特別損失		
固定資産除却損	1,463	
減損損失	32,987	
関係会社株式評価損	111,041	
店舗閉鎖損失	6,486	
その他	919	152,897
税引前当期純利益		42,750
法人税、住民税及び事業税	21,814	
法人税等調整額	15,682	37,497
当期純利益		5,253

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	9,873	633,536	643,409	△3,019	740,390
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	△68,962	△68,962	—	△68,962
利益準備金の積立	—	6,897	△6,897	—	—	
当期純利益	—	—	5,253	5,253	—	5,253
自己株式の取得	—	—	—	—	△49,989	△49,989
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	6,897	△70,606	△63,709	△49,989	△113,698
当期末残高	100,000	16,770	562,930	579,700	△53,008	626,691

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・差額差額等合計	
当期首残高	3,845	3,845	744,235
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△68,962
利益準備金の積立	—	—	—
当期純利益	—	—	5,253
自己株式の取得	—	—	△49,989
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,845	△3,845	△3,845
当期変動額合計	△3,845	△3,845	△117,543
当期末残高	—	—	626,691

連結注記表及び個別注記表について

株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.yamano-hd.com/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。また、「連結注記表」及び「個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月28日

株式会社ヤマノホールディングス
　取締役会　御中

双葉監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　宮　　直　仁　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　小　泉　正　明　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ヤマノホールディングスの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明をするためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマノホールディング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月28日

株式会社ヤマノホールディングス
　取締役会　御中

双葉監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　宮　　直　仁　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　小　泉　正　明　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ヤマノホールディングスの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明をするためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月30日

株式会社ヤマノホールディングス　監査役会

常勤監査役　冨　田　港　児　㊞

社外監査役　福　原　　弘　㊞

社外監査役　灰　原　芳　夫　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社株式の数
1	山野（やまの）彰英（あきひで） （昭和14年９月８日生）	昭和63年12月	株式会社ヤマノネットワーク代表取締役社長（現任）	4,774,000株
		平成13年６月	堀田丸正株式会社代表取締役会長（現任）	
		平成16年６月	当社代表取締役会長	
		平成17年１月	株式会社アールエフシー代表取締役会長	
		平成17年８月	株式会社マイスタイル代表取締役社長	
		平成18年４月	丸福商事株式会社代表取締役会長	
		平成19年１月	株式会社ヤマノ1909セイビング代表取締役会長	
		平成21年５月	株式会社マイスタイル取締役会長	
		平成22年６月	当社取締役相談役	
		平成22年12月	当社取締役会長（現任）	
		平成23年５月	株式会社マイスタイル代表取締役会長（現任）	
		平成24年３月	ＨＭリテーリングス株式会社代表取締役会長	
		平成24年10月	株式会社ヤマノセイビング代表取締役会長（現任）	
		平成25年４月	株式会社ら・たんす山野代表取締役会長	
		平成25年５月	株式会社西田武生デザイン事務所取締役会長（現任）	
		平成27年11月	株式会社すずのき取締役名誉会長（現任）	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社株式の数
2	山野義友（やまのよしとも） （昭和45年２月17日生）	平成13年10月 平成14年６月 平成16年６月 平成17年１月 平成19年１月 平成21年５月 平成21年10月 平成22年５月 平成22年６月 平成22年６月 平成24年３月 平成24年10月 平成25年４月 平成27年11月	株式会社ヤマノリテーリングス取締役副社長 同社代表取締役社長 当社取締役 株式会社アールエフシー取締役 株式会社ヤマノ1909セイビング取締役 株式会社マイスタイル代表取締役社長（現任） 堀田丸正株式会社取締役（現任） 当社取締役副社長兼営業本部長 株式会社アールエフシー代表取締役社長 当社代表取締役社長（現任） 株式会社ヤマノ1909セイビング代表取締役社長 HMリテーリングス株式会社代表取締役社長 株式会社ヤマノセイビング代表取締役社長（現任） 株式会社ら・たんす山野代表取締役社長 株式会社すずのき代表取締役会長（現任）	479,800株
3	金木俊明（かねきとしあき） （昭和25年４月５日生）	昭和50年４月 平成13年10月 平成14年６月 平成15年６月 平成17年６月 平成20年６月 平成21年10月 平成22年６月 平成23年６月 平成25年４月 平成25年６月 平成26年４月 平成26年６月 平成27年11月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 当社入社財務部長 当社執行役員（ＣＦＯ）財務部長 当社常務執行役員（ＣＦＯ）財務本部長 当社取締役常務執行役員（ＣＦＯ）財務本部長 当社取締役財務本部長 当社取締役執行役員経営企画室長兼財務部長 当社取締役執行役員管理本部長 当社取締役常務執行役員管理本部長 株式会社ら・たんす山野取締役 当社取締役専務執行役員管理本部長（現任） HMリテーリングス株式会社取締役 株式会社ヤマノセイビング取締役（現任） 株式会社すずのき監査役（現任）	16,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社株式の数
4	勝田清一（かつたせいいち） （昭和24年３月18日生）	昭和43年４月 平成７年４月 平成16年４月 平成19年１月 平成21年10月 平成22年６月 平成24年６月 平成24年10月 平成25年６月 平成28年４月	ブラザー販売株式会社入社 同社東北担当部長兼東日本担当事業部長 同社本社ＤＳＭ事業部本部長 株式会社ヤマノ1909プラザ代表取締役社長 合併により当社入社ＤＳＭカンパニープレジデント 当社執行役員ＤＳＭ事業本部長兼1909プラザ事業部長 当社常務執行役員ＤＳＭ事業本部長兼1909プラザ事業部長 株式会社ヤマノセイビング取締役（現任） 当社取締役常務執行役員ＤＳＭ事業本部長兼1909プラザ事業部長 当社取締役常務執行役員ＤＳＭ事業本部長（現任）	6,000株
5	岡田充弘（おかだみつひろ） （昭和34年２月３日生）	昭和58年７月 平成15年４月 平成23年６月 平成24年４月 平成25年６月 平成26年４月 平成26年６月 平成27年11月	当社入社 当社連結管理部長 当社執行役員管理副本部長兼連結管理部長 当社執行役員管理副本部長兼財務経理部長 当社取締役常務執行役員管理副本部長兼財務経理部長（現任） ＨＭリテーリングス株式会社取締役 株式会社ヤマノセイビング取締役（現任） 株式会社すずのき取締役（現任）	15,800株
6	木下淳夫（きのしたあつお） （昭和37年9月18日生）	昭和61年４月 平成13年２月 平成18年５月 平成20年３月 平成22年３月 平成24年９月 平成27年５月 平成27年６月 平成27年６月 平成27年８月	野村證券株式会社入社 ソフトバンク・インベストメント株式会社（現ＳＢＩホールディングス株式会社）大阪支店長 同社営業企画部部長 ＭＴラボ株式会社入社　マネジングディレクター 株式会社グローバルＭＡパートナーズ法人部長 株式会社ＭＡプラットフォーム戦略本部部長 当社入社執行役員経営企画本部長 当社取締役執行役員経営企画本部長（現任） 堀田丸正株式会社取締役（現任） 株式会社吉利取締役（現任）	600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社株式の数
7	中谷博俊（なかやひろとし） （昭和22年４月９日生）	昭和45年４月	山野美容商事株式会社入社	―
		昭和54年10月	同社の商事部門を分社し株式会社ヤマノを設立され取締役就任	
		昭和62年３月	同社取締役副社長	
		平成25年４月	同社取締役副会長（現任）	
		平成25年６月	当社取締役（現任）	
8	新居靖之（あらいやすゆき） （昭和15年１月24日生）	昭和50年６月	税理士登録	―
		昭和50年７月	新居靖之税理士事務所代表(現任)	
		平成26年６月	当社取締役（現任）	

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．中谷博俊氏は、社外取締役候補者であります。
なお、中谷博俊氏は、長年にわたり株式会社ヤマノの取締役を務めており、経営者として豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。

３．中谷博俊氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって３年となります。

４．新居靖之氏は、社外取締役候補者であります。
なお、新居靖之氏は、税理士として専門的な知識、豊富な経験を有されており、専門的見地から、有効な意見をいただくことを期待するため、社外取締役として選任するものであります。
同氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として、経営の監督とチェック機能の観点から社外取締役として職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。

５．新居靖之氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって２年となります。

６．当社は現在、中谷博俊氏及び新居靖之氏との間で会社法第423条第１項の責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
なお、その契約内容は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第２号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役３名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況		所有する当社株式の数
1	※ 海津　隆行（かいづ　たかゆき） （昭和29年８月１日生）	昭和52年４月 平成13年６月 平成14年10月 平成15年４月 平成25年９月 平成28年５月	株式会社ジャスコ（現イオン株式会社）入社 株式会社錦商品部長 同社執行役員商品企画部長 同社執行役員事業部長 当社内部監査室長 当社管理本部付部長（現任）	1,600株
2	福原　弘（ふくはら　ひろし） （昭和21年１月１日生）	昭和50年４月 昭和53年４月 平成16年５月 平成17年６月 平成19年６月 平成20年１月 平成26年６月	弁護士登録 宮原・福原・井上法律事務所創設 東京カレッジ法律事務所創設 株式会社丸正監査役（現堀田丸正株式会社）（現任） 当社監査役（現任） 虎ノ門カレッジ法律事務所代表（現任） 株式会社北越銀行取締役（現任）	―
3	灰原　芳夫（はいばら　よしお） （昭和30年12月14日生）	昭和57年２月 平成５年１月 平成19年10月 平成20年６月 平成26年６月	公認会計士第三次試験合格 灰原公認会計士事務所代表（現任） 郵便事業株式会社監査役（現日本郵便株式会社）（現任） 当社監査役（現任） 株式会社アミューズ監査役（現任）	―

（注）１．※は新任の監査役候補者であります。
なお、海津隆行氏は、長年にわたり当社の内部監査室室長として当社グループの内部監査業務に携わり、監査に関する豊富な経験を有しているため、その知見を当社の監査に反映することが期待できるため、監査役候補者としたものです。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．福原弘、灰原芳夫の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、灰原芳夫氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として、東京証券取引所に対し届け出ています。

４．福原弘氏は、弁護士として専門的な知識、豊富な経験を有されており、これらの知識、経験を当社の監査に反映していただきたく、また、そのように監査役として職務を適切に遂行していただけると判断しております。

５．灰原芳夫氏は、公認会計士として専門的な知識、豊富な経験を有されており、これらの知識、経験を当社の監査に反映していただきたく、また、そのように監査役として職務を適切に遂行していただけると判断しております。

６．福原弘氏は、当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって９年となります。また、候補者灰原芳夫氏は、当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって８年となります。

7．灰原芳夫氏は、郵便事業株式会社（現日本郵便株式会社）の社外監査役である平成19年11月に同社の期間雇用従業員が郵便物隠匿で逮捕された事実がありましたが、同氏はこのような違法行為が発生しないよう、同社における再発防止策の検討等に際して同社の取締役の職務の適正な執行がなされるよう対応されました。

8．海津隆行氏の監査役選任が承認された場合、当社は会社法第427条第１項の規定に基づき、海津隆行氏との間で会社法第423条第１項の責任限定契約を締結する予定であります。
また当社は現在、会社法第427条第１項の規定に基づき、福原弘氏及び灰原芳夫氏との間で会社法第423条第１項の責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
なお、その契約内容は次のとおりであります。
・監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第３号議案　取締役に対する新たな報酬制度導入の件

１．提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、役員報酬制度の見直しを行います。具体的には、「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入いたします。

本制度は、下記２．に再度述べますが、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役及び執行役員並びに本制度の対象となる当社子会社の取締役（詳細は下記２．（２）のとおり。以下「対象役員」といいます。）に対して、当社及び本制度の対象となる当社子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

本制度の導入は、対象役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とするものであります。本議案は、平成2年11月15日開催の定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬等（年間180百万円以内。）とは別枠で、新たな株式報酬を当社の取締役（社外取締役を含みます。）に対して支給するためのご承認をお願いするものであります。また、本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本制度の導入は、以上のような目的によるものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第１号議案取締役８名選任の件が本総会にて承認可決された場合、本制度の対象となる取締役の員数は８名（うち社外取締役２名）となります。

２．本制度における報酬等の額及び参考情報

（１）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び本制度の対象となる当社子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時とします。

（２）本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役を含みます。）及び執行役員並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除きます。なお、監査役は、本制度の対象外とします。）。

（３）信託期間

平成28年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

（４）信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、下記（６）および（７）に従って当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、下記（５）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、本議案をご承認いただいた場合、当社は、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「当初対象期間」といいます。）に対応する必要資金として120百万円（うち当社の取締役分として90百万円(うち社外取締役分５百万円)）を上限として金銭を拠出し、本信託を設定します。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度（以下「次期対象期間」といいます。）に関し、120百万円（うち当社の取締役分として90百万円(うち社外取締役分５百万円)）を上限として、本信託に追加拠出することとします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する当社株式等の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が次期対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、120百万円（うち当社の取締役分として90百万円(うち社外取締役分５百万円)）から残存株式等の金額（株式については、当該次期対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。

ご参考として、平成28年5月12日の終値87円での取得を前提とした場合、当初対象期間に関して当社が対象役員への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額120百万円を原資に取得する株式数は、1,379,310株となります。

（５）当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。当初対象期間につきましては、本信託設定（平成28年8月（予定））後遅滞なく取得するものとし、詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

（6）対象役員に給付される当社株式数の算定方法

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、当社の業績達成度等により定まる数のポイントが付与されます。

なお、対象役員に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、退任時までに対象役員に対し付与されたポイントを合計した数（以下「確定ポイント数」といいます。）で確定します。

（7）当社株式等の給付時期

対象役員は、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、原則として退任時に所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記（6）で付与を受けた確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができます。ただし、受益者要件に加えて役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、当該対象役員に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭の給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託より当社株式を売却する場合があります。

（8）本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。係る方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（9）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する対象役員に対し、各々が保有するポイントの数に応じて、按分して給付されることになります。

（10）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

＜本制度の仕組み＞

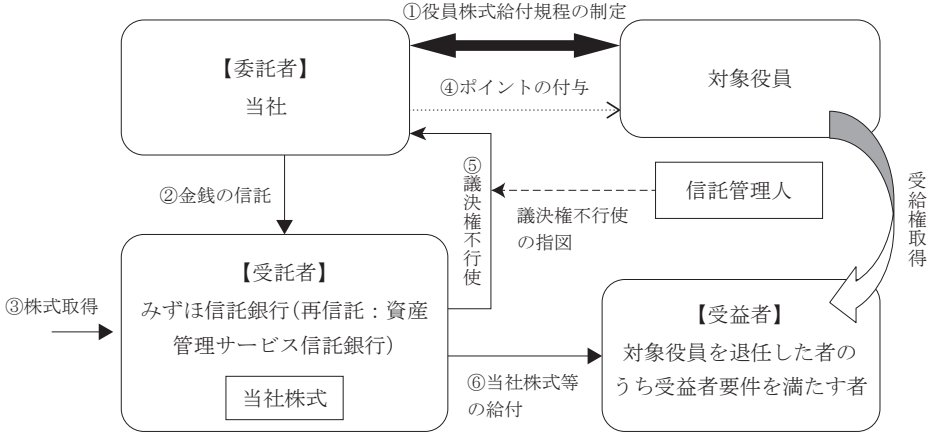

① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。

② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。

③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき対象役員にポイントを付与します。

⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。

⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が「役員株式給付規程」に別途定める要件を満たす場合には、当該対象役員に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。

第４号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である双葉監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、監査法人元和を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が監査法人元和を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の規模、品質管理体制、独立性及び専門性等を総合的に勘案した結果によるものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名　　称	監査法人元和
主たる事務所	東京都渋谷区猿楽町９番８号
沿　　革	平成21年７月　監査法人元和設立(現在に至る)
概　　要	出資金　9.5百万円 構成人員　社員　５名 公認会計士　17名 会計士補　１名 その他　10名 合計(非常勤含む)　33名

(平成28年４月30日現在)

以上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場案内図

会場　東京都新宿区西新宿８丁目17番１号

住友不動産新宿グランドタワー　５階
（コンファレンスセンター）



●交通「西新宿駅」１番出口より徒歩３分（丸ノ内線）
「都庁前駅」Ｅ４出口より徒歩７分（大江戸線）
「新宿西口駅」Ｄ４出口より徒歩11分（大江戸線）
「新宿駅」西口より徒歩15分（ＪＲ線・丸ノ内線・大江戸線等）
（お車でのご来場はご遠慮ください）